

令和6年度 納付報告書の提出について

令和5年中に給与等(俸給・給料・賃金・賞与など、専従者給与を含む)を支払った事業所(個人事業主を含む)は、地方税法第317条の6の規定により、給与受給者が1月1日現在に居住する市町村へ「給与支払報告書」を提出しなければなりません。

市・県民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、必ずご提出ください。

◎給与支払報告書(個人別明細書)作成上の注意事項

書き方の詳細については、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「第2 納付報告書(給与支払報告書)」をご参照ください。

※裏面の「令和6年度給与支払報告書の記入について」も参考にしてください。

①個人番号・法人番号の記入が必要です。

<記入が必要な箇所>

- ・給与受給者の個人番号
- ・控除対象配偶者、扶養親族、16歳未満の扶養親族の個人番号
- ・給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は、個人番号)

②前職分を含めて年末調整する場合は、摘要欄に次の内容を必ず記入してください。

- ・前職事業所の名称、所在地
- ・前職分の給与支払額、社会保険料
- ・前職分の源泉徴収税額
- ・前職の退職年月日

③住宅借入金等特別控除は正しく記入してください。

- ・住宅借入金等特別控除の額
- ・住宅借入金等特別控除可能額
- ・居住開始年月日
- ・住宅借入金等特別控除区分
- ・住宅借入金等年末残高



記載内容に不足や誤りがあると所得税の更正が必要になったり、住民税の計算に適用できない場合がありますので、正しい内容を記入してください。



④その他

- ・給与受給者が、退職・転勤・休職又は死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。
- ・特別徴収をしている従業員(納税者)が1月1日以降に退職等する場合は、本人からの申出にかかわらず、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収してください。
- ・給与支払報告書や給与所得者異動届出書の提出等の特別徴収に関する手続きは、インターネットを通じて手続きできるeLTAX(エルタックス)が大変便利です。ぜひご利用ください。

令和6年1月17日(水)までの早期提出にご協力ください。